



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 伊藤雅彦
(コード番号 5803 東証第一部)
問合せ先 コーポレート企画室長
芹澤孝治
(TEL. 03-5606-1112)

株式報酬制度運用のための第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 8 月 15 日（予定）
(2) 処 分 株 式 数	当社普通株式 1,056,065 株 (うち取締役向け 532,110 株、執行役員向け 523,955 株)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 981 円
(4) 処 分 総 額	1,035,999,765 円 (うち取締役向け 521,999,910 円、執行役員向け 513,999,855 円)
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする

2. 本自己株式処分の目的

当社は、平成 29 年 7 月 28 日開催の取締役会において、当社取締役（但し、社外取締役を除く監査等委員でない取締役に限る。以下、同様とします。）及び新たに導入した当社執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）につき、株式交付信託を利用して運用する等の詳細を決定いたしました。本自己株式処分は、本制度を運用するために必要となる当社株式について、当該株式交付信託を処分予定先として行うものです。

取締役等に対する株式報酬制度は、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット・リスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とするものです。なお、本制度の概要につきましては、平成 29 年 7 月 28 日付「株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 295,863,421 株に対し 0.36%、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 2,852,077 個に対する割合 0.37%となります。(いずれも、小数点第 3 位を四捨五入し、表記しています)

3. 信託契約の概要

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものです。

「信託契約の概要」

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成 29 年 8 月 15 日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成 29 年 8 月 15 日（予定）
信託の期間	平成 29 年 8 月 15 日（予定）～平成 34 年 8 月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
議決権の行使	本信託内の当社株式については、「取締役向け株式交付信託」は議決権を行使しないこととし、「執行役員向け交付信託」は信託期間を通じ、別途定める信託管理人が議決権行使の指図を行います。

4. 処分条件等の合理性

処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年7月27日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である981円としました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近 1 ヶ月間（平成29年6月28日～平成29年7月27日）の終値平均970円（円未満切捨て）からの乖離率が1.13%、直近 3 ヶ月間（平成29年4月28日～平成29年7月27日）の終値平均946円（円未満切捨て）からの乖離率が3.70%、あるいは直近 6 ヶ月間（平成29年1月30日～平成29年7月27日）の終値平均874円（円未満切捨て）からの乖離率が12.24%となっていることから、最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっています。（乖離率はいずれも小数点第 3 位を四捨五入し、表記しています）

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しています。

また、監査等委員会より特に有利な処分価額には該当しない旨の意見表明を受けています。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上